

# 鹿児島県農政課電子媒体等広告掲載募集要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、鹿児島県農政課（以下「県農政課」という。）が管理するホームページなどの電子媒体（以下「電子媒体等」という。）への広告掲載に係る募集について必要な事項を定めるものとする。

## (広告掲載の種類等)

第2条 広告を掲載できる電子媒体等の種類、枠数及び広告掲載料については、別表に掲げるものとする。

## (広告の内容等)

第3条 電子媒体等への広告は、次に掲げるものについては掲載しない。なお、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても同様とする。

- (1) 要綱第3条第1項各号及び鹿児島県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）第2号各号に定める広告の内容のもの
- (2) 要綱第3条第2項各号及び第3項各号に定める広告主に係るもの
- (3) その他電子媒体等への広告として適当でないと知事が認めるもの

## (広告の規格等)

第4条 広告の規格、表示箇所など広告掲載に関する仕様は別に定める。

## (広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、鹿児島県ホームページにより公募するものとする。

- 2 広告掲載希望者は直接応募ができるほか、事業を受託する者（以下「広告取扱業者」という。）を通じて応募することができる。
- 3 募集は、第2条に規定する別表に掲げる電子媒体等を1枠単位で募集するものとする。

## (申込み)

第6条 前条の募集に対する申込みは、県の指定する期日までに鹿児島県農政課電子媒体等広告掲載申込書（別記第1号様式）により行わなければならない。

## (決定)

第7条 知事は、第5条の募集に対し応募があったときは、申込みの内容が、要綱及び表示基準並びにこの要領に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告の中で、掲載期間が長いものから優先して決定し、媒体の種類単位で広告枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告掲載者」という。）は、鹿児島県農政課電子媒体等広告事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。この場合、広告掲載希望者が広告取扱業者を通じて申し込んだ場合は、広告取扱業者と契約を締結するものとする。

(広告の表示期間)

第9条 広告を表示する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告表示の申込みがあった場合は、その表示期間を複数月とすることができる。

(広告の作成及び提出)

第10条 広告は、広告掲載者又は広告取扱業者が作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告掲載者又は広告取扱業者が負担するものとする。
- 3 広告掲載者又は広告取扱業者は、作成した広告を県が指定した日までに、県が指定する方法で県が指定した場所に提出するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により提出された広告の内容等が第3条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを表示するものとする。

(広告掲載者等の責務)

- 第11条 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の内容及び指定したリンク先のホームページの内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告掲載者又は広告取扱業者は、広告の表示により、第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者又は広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県農政課と広告掲載者又は広告取扱業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業に関して必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月25日から施行する。

(別表)

平成 30 年度鹿児島県農政課電子媒体等の種類, 枠数, 広告掲載料

区 分	種 類	枠数	広告掲載料(1 枠・月額)
県農政課が管理する ホームページ	「かごしまの食ウェブサイト」 ト ッ プ ペ ー ジ	8 枠	30,900円
計		8 枠	